

島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後						改正前					
島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱						島根県医療施設等設備整備費補助金交付要綱					
1～2. [略]						1～2. [略]					
(交付の対象)						(交付の対象)					
3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。						3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。					
(1)～(11) [略]						(1)～(11) [略]					
(交付額の算定方法)						(交付額の算定方法)					
4. [略]						4. [略]					
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
へき地診療所	医療機器整備費	[略]	[略]	[略]	[略]	へき地診療所	医療機器整備費	[略]	[略]	[略]	[略]
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	[略]	[略]	[略]	[略]	へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	[略]	[略]	[略]	[略]
	巡回診療用雪上車	[略]	[略]		[略]		巡回診療用雪上車	[略]	[略]		[略]
	巡回診療船	[略]	[略]	[略]	巡回診療船		[略]	[略]	[略]		
	歯科巡回診療車	[略]	[略]	[略]	歯科巡回診療車		[略]	[略]	[略]		

過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 〔略〕 3 オンライン診療装置 8,250 千円	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
	患者輸送用雪上車	〔略〕	〔略〕		

過疎地域等特定診療所設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	〔略〕	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1～2 〔略〕 3 在宅患者用遠隔診療装置 8,250 千円	〔略〕	〔略〕
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	歯科医療機器等整備費	〔略〕	〔略〕		〔略〕
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	患者輸送艇	〔略〕	〔略〕		
	患者輸送用雪上車	〔略〕	〔略〕		

産科医療 機関設備	医療機器整 備	[略]	[略]	[略]	[略]
分娩取扱 施設設備	医療機器整 備費	[略]	[略]	[略]	[略]
死亡時画 像診断シ ステム等 設備	医療機器整 備費	[略]	[略]	[略]	[略]
実践的手 術手技向 上研修実 施機関設 備	医療機器等 整備費	[略]	[略]	[略]	[略]

5～12. [略]

附則

[略]

(令和5年11月20日医第1134号)

- この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 令和4年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

(令和6年11月25日医第1043号)

- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 令和5年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

産科医療 機関設備	医療機器整 備	[略]	[略]	[略]	[略]
分娩取扱 施設設備	医療機器整 備費	[略]	[略]	[略]	[略]
死亡時画 像診断シ ステム等 設備	医療機器整 備費	[略]	[略]	[略]	[略]
実践的手 術手技向 上研修実 施機関設 備	医療機器等 整備費	[略]	[略]	[略]	[略]

5～12. [略]

附則

[略]

(令和5年11月20日医第1134号)

- この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 令和4年度以前に交付された補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

[新設]

第1号様式～第5号様式 [略]

第1号様式～第5号様式 [略]